

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

目 次	1
第 1 章 総則	
第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
第 2 章 災害予防計画	
第 3 節 防災訓練計画	4
第 18 節 事業継続対策計画	5
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節 活動体制計画	6
第 2 節 津波警報・地震情報等の伝達計画	8
第 5 節 広報広聴計画	14
第 14 節 災害救助法の適用計画	15
第 15 節 避難・救出計画	16
第 16 節 医療・保健計画	17
第 20 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	18
第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画	19
第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画	20

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>[略]</p> <p>第29節 防災ヘリコプター活動計画…2-3-66</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>[略]</p> <p>第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画…2-3-66</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
2-1-2	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p>	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p>												
2-1-3	<p>2 指定地方行政機関</p>	<p>2 指定地方行政機関</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]				
機関名	業務の大綱													
[略]	[略]													
機関名	業務の大綱													
[略]	[略]													
2-1-4	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2)(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td>(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び<u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2)(3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>(1) 工業用水道の応急復旧<u>対策</u>に関すること (2)(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td>(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策<u>及び</u><u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u>に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧 <u>対策</u> に関すること (2)(3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2)(3) [略]													
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。													
[略]	[略]													
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧 <u>対策</u> に関すること (2)(3) [略]													
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。													
[略]	[略]													
2-1-5	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測<u>及び</u>その成果の収集、<u>発表</u>に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、<u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u>に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進<u>及び</u>防災知識の普及啓発に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1)～(4) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進 <u>及び</u> 防災知識の普及啓発に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、<u>防災知識の普及啓発</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u>に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。) <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進 <u>及び</u> 防災知識の普及啓発に関すること。													
[略]	[略]													
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]													
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。) <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)(4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防災知識の普及啓発</u> に関すること。													
[略]	[略]													
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。													
	3、4 [略]	3、4 [略]												

2-1-7	5 指定地方公共機関		5 指定地方公共機関	
	機関名	業務の大綱	機関名	業務の大綱
	[略]	[略]	[略]	[略]
2-1-8	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護に関すること。	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・ <u>管理</u> に関すること。
修正理由	<input type="radio"/> 「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」の改定に伴う修正 <input type="radio"/> 「災害時における動物の救護活動に関する協定書」内容の反映 <input type="radio"/> 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-5	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最大クラスの津波を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、<u>最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さ</u>を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-41	<p style="text-align: center;">第18節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第18節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、<u>自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める</u>など防災力向上を図る。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制</p>
2-3-2	<p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>	<p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 支部職員 支部長が指名する職員 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 支部職員、現地連絡員 支部長が指名する職員 </div>
	<p>(3) ~ (5) [略]</p>	<p>(3) ~ (5) [略]</p>
2-3-3	<p>2 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>[略]</p>	<p>2 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p><u>(1) 設置基準</u></p>
	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
2-3-4	<p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>	<p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 支部職員 支部長が指名する職員 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 支部職員、現地連絡員 支部長が指名する職員 </div>
	<p>(3) ~ (5) [略]</p>	<p>(3) ~ (5) [略]</p>
2-3-5	<p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>3 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>

(1) 設置基準		(1) 設置基準					
区分	設置基準 (広域支部及び地方支部は 配備基準)	配備職員の範囲	区分	設置基準 (広域支部及び地方支部は 配備基準)	配備職員の範囲		
(1) 指定職員配備 (1号) 体制	本部	[略]	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員	(1) 指定職員配備 (1号) 体制	本部	[略]	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部	[略]	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの		広域支部及び地方支部	[略]	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの
修正理由	<input type="radio"/> 岩手県災害警戒本部要領修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正						

頁	現 計 画	修 正 案																						
2-3-16	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 302 839 674"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td rowspan="6">津波警報等の 放送</td> </tr> <tr> <td>(株)IBC岩手放送</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ岩手</td> </tr> <tr> <td>(株)めんこいテレビ</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手朝日テレビ</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエム岩手</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	日本放送協会盛岡放送局	津波警報等の 放送	(株)IBC岩手放送	(株)テレビ岩手	(株)めんこいテレビ	(株)岩手朝日テレビ	(株)エフエム岩手	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 302 1447 674"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td rowspan="6">津波警報等 の放送</td> </tr> <tr> <td>(株)IBC岩手放送</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ岩手</td> </tr> <tr> <td>(株)めんこいテレビ</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手朝日テレビ</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエム岩手</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	日本放送協会盛岡放送局	津波警報等 の放送	(株)IBC岩手放送	(株)テレビ岩手	(株)めんこいテレビ	(株)岩手朝日テレビ	(株)エフエム岩手
実施機関	活動の内容																							
[略]	[略]																							
日本放送協会盛岡放送局	津波警報等の 放送																							
(株)IBC岩手放送																								
(株)テレビ岩手																								
(株)めんこいテレビ																								
(株)岩手朝日テレビ																								
(株)エフエム岩手																								
実施機関	活動の内容																							
[略]	[略]																							
日本放送協会盛岡放送局	津波警報等 の放送																							
(株)IBC岩手放送																								
(株)テレビ岩手																								
(株)めんこいテレビ																								
(株)岩手朝日テレビ																								
(株)エフエム岩手																								
2-3-17	<p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) [略]</p>																						
2-3-18	<p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>(2) 津波警報等の種類</p> <p>ア 津波警報等の種類と内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>																						
2-3-19	<p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)</p>	<p>(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表) →地震津波編別紙1のとおり修正</p>																						
2-3-20	<p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p>	<p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>(津波情報の種類と発表内容の表)</p> <p>→地震津波編別紙2のとおり修正</p>																						
2-3-22	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統</p> <p>○ [略]</p> <p>(伝達系統の表)</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統</p> <p>○ [略]</p> <p>(伝達系統の表)</p> <p>→地震津波編別紙3のとおり修正</p>																						
修正理由	<p>○ 所要の修正</p>																							

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（現計画の表）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（修正後の表）

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波情報の種類と発表内容（現計画の表）

	情報の種類	発表内容	留意事項
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表	<ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	<ul style="list-style-type: none"> 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	<ul style="list-style-type: none"> 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	<ul style="list-style-type: none"> 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

津波情報の種類と発表内容（修正後の表）

情報の種類	発表内容	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	<ul style="list-style-type: none"> ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	<ul style="list-style-type: none"> ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

伝達系統の表（現行計画）

種類	発表機関	伝達系統
津波警報等	気象庁	津波警報等伝達系統図（資料編 3-2-5）のとおり。
<u>地震及び津波に関する情報</u>	<u>気象庁</u>	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。

伝達系統の表（修正後）

種類	発表機関	伝達系統
大津波警報・津波警報 津波注意報	気象庁	津波警報等伝達系統図（資料編 3-2-5）のとおり。
<u>津波に関する情報</u>	<u>気象庁</u>	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。
<u>地震に関する情報</u>	<u>気象庁本庁等</u>	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。

頁	現 計 画	修 正 案												
2-3-30	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 302 839 577"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 302 549 344">実施機関</th> <th data-bbox="549 302 839 344">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 344 549 396">[略]</td> <td data-bbox="549 344 839 396">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 396 549 577">(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 盛岡総局</td> <td data-bbox="549 396 839 577">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]	<p style="text-align: center;">第5節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 302 1452 577"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 302 1157 344">実施機関</th> <th data-bbox="1157 302 1452 344">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 344 1157 396">[略]</td> <td data-bbox="1157 344 1452 396">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 396 1157 577">(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 東北・北海道総局</td> <td data-bbox="1157 396 1452 577">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]
実施機関	広報広聴活動の内容													
[略]	[略]													
(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]													
実施機関	広報広聴活動の内容													
[略]	[略]													
(株) 岩手日報社 [略] (株) 日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]													
修正理由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-46	<p style="text-align: center;">第14節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1、2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第14節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 <u>県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-48	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p> <p>4 避難所の設置、運営</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p> <p>4 避難場所の開設 5 避難所の設置、運営</p>	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p> <p>4 <u>指定</u>避難所の設置、運営</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p> <p>4 避難場所の開放 5 <u>指定</u>避難所の設置、運営</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-50	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p><u>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</u></p> <p><u>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</u></p> <p><u>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																										
2-3-55	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="260 392 837 533"> <tr> <td>実施機関</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="264 801 842 1659"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>都市計画課</td> <td rowspan="2">土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>建築住宅課</td> <td> 1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 建築物の応急危険度判定 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	[略]	県本部長	[略]	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	都市計画課	土木班	[略]	建築住宅課	1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 建築物の応急危険度判定	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="869 392 1447 712"> <tr> <td>実施機関</td> <td>担当業務</td> </tr> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>救助実施市</td> <td> <u>応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</u> </td> </tr> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 801 1452 1659"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>都市計画課</td> <td rowspan="2">土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>建築住宅課</td> <td> 1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 <u>活用可能な民間住宅の情報提供</u> 4 建築物の応急危険度判定 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	市町村本部長	[略]	県本部長	[略]	救助実施市	<u>応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</u>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	都市計画課	土木班	[略]	建築住宅課	1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 <u>活用可能な民間住宅の情報提供</u> 4 建築物の応急危険度判定
実施機関	担当業務																																											
市町村本部長	[略]																																											
県本部長	[略]																																											
部	課等	地方支 部班	担当業務																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																									
県土整備部	都市計画課	土木班	[略]																																									
	建築住宅課		1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 建築物の応急危険度判定																																									
実施機関	担当業務																																											
市町村本部長	[略]																																											
県本部長	[略]																																											
救助実施市	<u>応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</u>																																											
部	課等	地方支 部班	担当業務																																									
[略]	[略]	[略]	[略]																																									
県土整備部	都市計画課	土木班	[略]																																									
	建築住宅課		1 応急仮設住宅の設計、施工、整理 2 公営住宅の入居あっせん 3 <u>活用可能な民間住宅の情報提供</u> 4 建築物の応急危険度判定																																									
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																											

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-59	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】</p> <p>4 災害救助法を適用した場合の障害物除去</p> <p>【本編・第3章・第22節・第3・4 参照】</p>	<p>第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】</p> <p>4 災害救助法を適用した場合の障害物除去</p> <p>【本編・第3章・第22節・第3・4 参照】</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-66	第29節 防災ヘリコプター活動計画	第29節 防災ヘリコプター等活動計画
修正理由	○ 所要の修正	